

9月号



おおもり 青色便り

No.00636

一般社団法人 大森青色申告会

平成30.9.1

個別記帳確認会については下記をご覧ください。ご都合の良い日を事前に予約の上、事務局までお越しください。

- ① 消費税課税事業者の方
- ② 青色申告特別控除六十五万円を選択されている方
- ③ 会計ソフトを使用して記帳を始めた方
- ④ 新規ご入会の方で記帳内容に不安のある方

大森青色申告会では、毎年会員の方に個別記帳確認会を行っております。確定申告期に間近になってからあわてないためにも、是非、この期間をご利用いただき、記帳確認をお受けください。この期間に記帳確認を受けられた方には「記帳確認シール」をお渡しいたしますので、帳簿に貼っていただき帳簿の保管をお願いいたします。

正しい決算申告は
毎日の記帳から

受けよう 「記帳の健康診断！」



期間：平成30年10月1日(月)～10月12日(金)

※ 但し、土・日・祝日を除く

時間：午前9時～11時、午後1時～3時30分

※ ご相談時間はおおむねお1人30分程度です

会場：(一社)大森青色申告会

持物：記帳している各帳簿

※ 「やよいの青色申告」で記帳されている方は、データ可



(1)

記帳確認期間に記帳確認を受けた方に差し上げている「記帳確認証」シール↓です。

記帳確認証

(一社)大森青色申告会 平成 年 月 日

税務調査の際には微力ながらお役に立つと思います。



Information



事務局より

個別記帳指導会をご利用ください

青色申告特別控除65万円の適用を目指している方は、複式簿記による記帳が必須です。確定申告の相談時、65万円の控除の適用を希望されても記帳が不完全だと控除を受けることが出来ません。会計ソフトを利用して記帳をされていても、入力内容(記帳内容)が間違っていると、控除を受けることは出来ません。また、65万円の控除適用を目指す方は、損益計算書(経営成績)だけでなく、貸借対照表(財政状況)の作成が必要です。何度か記帳指導にお越しになる事で、損益計算書や貸借対照表の作成がスムーズに行えるだけでなく、記帳の仕方や簿記知識の習得にも繋がるメリットがあります。

65万円の控除適用を希望されない方は10万円の控除となります。
10万円の控除でも決算書(損益計算書)の作成は必要です。

大森青色申告会の記帳相談は予約制で個別指導となっております。記帳の事で不安なことが多々あるかと思えます。そんな不安を記帳指導会で払拭しませんか？大森青色申告会では、会員の皆様一人一人の職業や理解の状況に合わせて、なるべく分かりやすく説明を行っております。それでは記帳指導会で、お待ちしております。

譲渡所得及び住宅借入金等特別控除に係る指導について(土地・建物等や株式等の売買)

平成30年中に、土地・建物や株式等の売却を行い譲渡所得があった場合や新たに住宅借入金控除をご希望される方は、確定申告期前の事前相談が必要です。上記の譲渡所得がある方や住宅を新規で購入された方等は、お早めに事務局に連絡の上、お越しくださいますようお願いいたします。

なお、譲渡所得がある方や新たに住宅借入金等特別控除をご希望の方で事前相談へお越しただけない場合、当会では確定申告期にご相談をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

各支部・部会 総会終了報告

支部総会・青年部総会が下記の日程で開催され無事終了いたしました。

大森東支部:7月17日(火)、大森西支部:7月24日(火)、入新井支部:7月20日(金)、新井宿支部:7月19日(木)
馬込支部:7月25日(水)、池上支部:7月18日(水)、青年部:8月10日(金)

夏季休暇のお知らせ

9月18日(火)～20日(木)の3日間は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程、よろしくお願いいたします。



大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

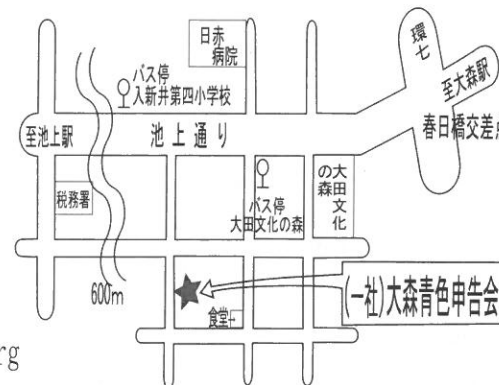
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: http://www.oomori-airo.org



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日
9月13日(木)
9月27日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

(4)

着任のごあいさつ

大森税務署長

宮崎 憲司



初秋の候、一般社団法人大森青色申告会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、この度、新しく会長となられました徳永会長をはじめ、役員の皆様並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきましまして、格別の御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動で財務省から参りました宮崎でございます。前任の柴原署長同様、よろしく御願い申し上げます。

貴会におかれましては、「税を考える週間」の街頭広報をはじめとして、確定申告期における青色コーナーへの指導員の派遣、更には税理

士会が行う無料申告相談への応援など様々な活動を通じて、青色申告の普及・拡大や納税道義の高揚に多大な貢献をさせていただいており、改めまして皆様方の御尽力に敬意を表します。たいと感謝申し上げます。

ところで、平成二十九年分の確定申告からは、「医療費控除の明細書」の作成・添付が新たに加わり、医療費の領収書の添付が不要になりました。この点につきまして、皆様方に御協力をいただき、順調なスタートを切ることをできました。マイナンバー制度につきましても、平成二十九年分の確定申告において大きな混乱もなく、申告書への記載が順調に行われました。今後も本制度の趣旨を御理解の上、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、平成三十一年十月の消費税率引上げと同時に導入されます軽減税率制度につきましても、引き続き各種研修会の開催や周知広報の実施にお力添えを賜



都税事務所からのお知らせ



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。平成30年10月1日(月)までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。詳細は、HPへ。

問い合わせ先:「口座振替について」徴収部納税推進課 03-3252-0955

(一社)東京青色申告会連合会からのお知らせ

参加のお申込とお問い合わせは、(一社)大森青色申告会事務局(3771-8859)まで。



「不動産所得会員向け研修会」開催のお知らせ

貸家やアパートの経営をされている方を対象とした、不動産にかかわる法律問題や貸付に当たっての工夫等を、分かりやすく説明いたします。

○開催日時 平成30年11月12日(月) 11月15日(木)

○会場 東京青色申告会館 会議室 (最寄:市ヶ谷駅 徒歩5分) 午後2時~4時30分

○テーマ

- ①不動産賃貸にかかる貸主側の留意点
- ②空室の出ない賃貸経営

○お申込 大森青色申告会まで

○定員 各80名

※お車でのご来場はご遠慮下さい

法人会員制ホテル「ラフォーレ倶楽部」ご利用案内

青色申告会 会員の方ならお得な料金でご利用いただけます



【ご予約・お問い合わせ】 03-6409-2800 営業時間 9時~17時30分
<http://www.laforet.co.jp> インターネットからのご予約は利用者登録が必要です。
 ※法人会員No.20344 (法人パスワード20344cc)

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

- ◎ 小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要
- 融資限度額 二千万円
- 返済期間 運転資金 七年以内 設備資金 十年以内
- 年利 一、一一% (七月十一日現在)
- 支払った利息の三十%を三年間 大田区から補助されます。
- 【この融資限度額・返済期間の取扱は平成三十一年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです】
- 融資対象
- ◎ 従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業 五人以下)の法人、個人事業主の方
- * 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業の改善に取り組む方
- * 所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方
- ◎ 経営上の悩み相談
- 窓口専門相談をご利用下さい。
- * 法律相談・税務相談(労働相談(予約制・無料))
- * 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
- * 会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ 相談・お申し込みは
 東京商工会議所大田支部
 大田区南蒲田一ノ二十ノ二十
 大田区産業プラザ五階
 電話(二三三四)一六二二

個人課税課
 第1部門統括官
 滑川 輝隆



この度の異動で大森署勤務となりました。(一社)大森青色申告会の皆様には日頃から税務行政に対して多大なご協力を頂きありがとうございます。大森署は初めての勤務となりますが、一日も早く慣れ、貴会との連携・協力を深めていきたいと思っておりますので、前任の配島同様どうぞよろしくお願いいたします。

前任地 局総務部情報処理第1部門
 出身地 茨城県
 趣味 旅行

副署長

木村 喜之



(一社)大森青色申告会の会員皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営につきましまして、格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。引き続き、これまでと同様、皆様方と連携・協力を図りますとともに、できる限りの支援と協力をさせていただきますので、前任の佐藤同様よろしくお願いいたします。